平成２３年（フ）第１２６６号
神戸市兵庫区湊川町１丁目９番７号
破産者　吉村　英二
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４９号
神戸市長田区大谷町３丁目21番11号　中内ハイツ302号
破産者　原　　房枝
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５２号
広島市東区中山中町18番14号
破産者　亀迫　俊久
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２号
佐賀県西松浦郡有田町原明甲1991番地
破産者　石橋　弘泰
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１６４号
大分市大字上宗方802番地の350
破産者　下津　数行
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３６７号
大分県由布市湯布院町川上1026―10　バージョンハウス湯布院302号室、開始決定時の住所大分県別府市野口元町12番６号
破産者　松本　　徹
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５００号
沖縄県那覇市松山２丁目20番20号　城間方３階
破産者　櫻井　倬治
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４２４号
盛岡市永井９地割14番地１
破産者　兼平　　勝
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２９号
岩手県奥州市江刺区南大通り５番９号
破産者　浅田　優一
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第７号
秋田県大仙市字刈和野244番地
破産者　髙橋　将人
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第４０号
山形県東根市大字羽入1901番地28
破産者　工藤　祥太
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
愛知県小牧市本庄字郷浦2588―140、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市安積町笹川字境橋57番地の１　ＰＡＬ５番館202号室
破産者　紺野　修史
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２０２２号
横浜市旭区笹野台４丁目39番18号
破産者　大澤　和彦
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２７号
横浜市戸塚区上倉田町112番地
破産者　中山　茂光
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２８号
横浜市戸塚区上倉田町112番地
破産者　中山　三從
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４８号
横浜市旭区今宿東町830番地22
破産者　神下　和子
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３２号
東京都福生市熊川1636―12、住民票上の住所神奈川県厚木市愛甲910番地１　コープ野村６―301
破産者　澁谷　弘三
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３３号
東京都福生市熊川1636―12、住民票上の住所神奈川県厚木市愛甲910番地１　コープ野村６―301
破産者　澁谷　真弓
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１９号
横浜市戸塚区汲沢３丁目34番16号
破産者　阿部　孝行
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部